

経営事項審査の手引き

令和5年度 (第2版)

注意点等

1 審査方法について

原則、審査は遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。

2 建設業の経理の状況の改正について

令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、審査基準日から遡って5年以内の試験合格又は登録経理講習の修了が必要となります。

3 様式の改正（令和5年1月1日施行）について

令和5年1月1日以降に申請する経営事項審査においては、改正後の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）の別紙3「その他の項目（社会性等）」を使用してください。改正前の様式では受付できません。

4 業種別技術職員コード表の改正について

令和5年7月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、業種別技術職員コード表が改正されます。

5 建設キャリアアップシステム（CCUS）について

令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置、いわゆる建設業キャリアアップシステム（CCUS）の実施状況に応じて加点対象となります。

6 その他の審査項目（社会性等）（W点）から総合評価値（P点）への換算式の改訂について

令和5年8月14日以降を審査基準日とする経営事項審査において、W点の素点の増加に伴い、P点に占めるW点のウェイトを維持するため、Wの素点に乗ずる係数を改正します。

7 電子申請について

和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

経営事項審査の手引き

令和5年度 (第1版)

注意点等

1 審査方法について

新型コロナウイルス感染症対策のため、審査は原則対面ではなく遠隔で行います。
書類の提出は、原則郵送によりお願いします。

2 建設業の経理の状況の改正について

令和5年4月1日以降を審査基準日とする経営事項審査において、経理士等として加点対象となるには、審査基準日から遡って5年以内の試験合格又は登録経理講習の修了が必要となります。

3 様式の改正（令和5年1月1日施行）について

令和5年1月1日以降に申請する経営事項審査においては、改正後の経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（様式第25号の14）の別紙3「その他の項目（社会性等）」を使用してください。改正前の様式では受付できません。

4 電子申請について

和歌山県が実施する経営事項審査において電子申請を利用する手順は次のとおりです。
審査の申込（従来どおり）⇒事前提出（従来どおり）⇒電子申請システム（JCIP）を用いた申請⇒県証紙の提出⇒審査⇒（補正等の対応）⇒結果通知書の送付（従来どおり）

和歌山県 県土整備部
県土整備政策局 技術調査課

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数
2部

正本	1部
控え	1部（正本のコピー可） ※受付印を押してお返し します。

※ J C I Pを用いた申請で控えの返却を希望しない場合には、J C I Pによる申請のみ
(2) 申請書及び添付書類

- 記入については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の『申請書等記載例』及び各種コード一覧をご覧ください。
- 下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類			加算許可業者	
			正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)	○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)	○	写
③	工事種別別完成工事高	(別紙一)	○	写
③-2	工事種別別完成工事高付表	(別記様式第1号) ※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)	○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)★	(別紙三)	○	写
⑥	建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書	(通知 様式第6号) ※該当者のみ	○	写
⑦	経理処理の適正を確認した旨の書類	(通知 様式第7号) ※該当者のみ	○	写
⑧	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1) ※該当者のみ	○	写
⑨	技術職員名簿	(別紙二)	○	写
⑩	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号) ※該当者のみ	○	写
⑪	技能者名簿	(別記様式第3号) ※該当者のみ	○	写
⑫	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号) ※該当者のみ	○	写
⑬	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	※該当者のみ	○	
⑭	経営状況分析結果通知書		○	
⑮	審査手数料印紙(証紙)貼付書		○	
⑯	委任状	※該当者のみ	○	

★令和5年1月受付分より書式が変更されています。必ず最新のものをご利用ください。

10. 申請書及び添付・提示書類

(1) 提出部数
2部

正本	1部
控え	1部（正本のコピー可） ※受付印を押してお返し します。

※ J C I Pを用いた申請で控えの返却を希望しない場合には、J C I Pによる申請のみ
(2) 申請書及び添付書類

- 記入については、技術調査課ホームページ（経営事項審査）の『申請書等記載例』及び各種コード一覧をご覧ください。
- 下表の順番で、A4版の大きさと綴じてください。

申請書・添付書類			加算許可業者	
			正本	控
①	経営規模等評価申請書等	(表紙)	○	写
②	経営規模等評価申請書等	(様式第二十五号の十四)	○	写
③	工事種別別完成工事高	(別紙一)	○	写
③-2	工事種別別完成工事高付表	(別記様式第1号) ※該当者のみ	○	写
④	工事経歴書	(様式第二号)	○	写
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(別紙三)	○	写
⑥	建設機械の保有状況一覧表	(確認様式1) ※該当者のみ	○	写
⑦	技術職員名簿	(別紙二)	○	写
⑧	CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)	(別記様式第4号) ※該当者のみ	○	写
⑨	技能者名簿	(別記様式第5号) ※該当者のみ	○	写
⑩	継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿	(別記様式第3号) ※該当者のみ	○	写
⑪	建設業退職金共済事業加入・履行証明書	※該当者のみ	○	
⑫	経営状況分析結果通知書		○	
⑬	審査手数料印紙(証紙)貼付書		○	
⑭	委任状	※該当者のみ	○	

	<p>(2) 企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、(一社)全国労働保険事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共同事業を含む者の労働災害補償制度への加入を証明する書面（又は保険会社の「保険証券」）</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
C PD 単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて (5) の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1 級又は 2 級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。 <p>◇ 別記様式第 4 号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び (5) 技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p> </div>

	<p>(2) 企業年金制度導入の場合（下記のいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○厚生年金基金への「加入を証明する書面」もしくは審査基準日を含む月の「厚生年金基金領収書」 ○「適格退職年金契約書」、「確定拠出年金(企業型)契約書」、「確定給付金型企業年金契約書」、「規約型年金契約書」
法定外労働災害補償制度加入の有無	<p>○(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会労働事務組合連合会若しくは全日本火災共済協同組合連合会等の中小企業等協同組合法に基づき共同事業を含む者の労働災害補償制度への加入を証明する書面（又は保険会社の「保険証券」）</p> <p>ただし、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①業務災害と通勤災害のいずれも対象としていること ②死亡及び障害等級第1級から第7級までを対象としていること ③下請負人の直接の使用関係にある職員をも対象としていることが確認できるものに限る。 <p>○政府の労働災害補償保険「領収書等」（準記名式の場合のみ）</p>
若年技術職員の継続的な育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
新規若年技術職員の育成及び確保	※(5)の「技術職員名簿」にて確認します。
C PD 単位取得数	<p>CPD 単位取得を確認するための書類</p> <p>※ CPD 単位取得数及び技術レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。</p> <p>◇ 別記様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 4 号「CPD 単位を取得した技術者名簿」の記載方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をしていて (5) の技術職員名簿に記載していない者のうち次の要件のいずれかに該当する者を CPD 単位取得の有無に関わらず全て記載してください。（雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族（同一生計等）で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。） (ア) 営業所の専任技術者になれる者 (イ) 1 級又は 2 級の第一次検定に合格した者 ○ CPD 単位 CPD 認定団体ごとに後述の CPD 認定団体一覧表に記載している数値で割り、30 をかけた数値を記載してください（小数点以下切り捨て）。 <p>◇ 別記様式第 4 号に記載した者のうち、CPD 単位を取得している者について、CPD 認定団体が発行した単位取得を証する書面等の写し及び (5) 技術職員名簿④に記載の常勤確認書類</p> </div>

<p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。 ◇ 別記様式第 5 号「技能者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 5 号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をし次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。) (ア) 審査基準日前 3 年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> </div> <p>◇ 別記様式第 5 号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類 ◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第 6 号) 【原本提出】</p>
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p>	<p>○平成 23 年 4 月 1 日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書 ○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
<p>防災協定締結の有無</p>	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写) ○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

<p>技能レベル向上者数</p>	<p>技能レベル向上を確認するための書類 ※ CPD 単位取得数及び技能レベル向上者数の両方に 0 を記入した場合には提出不要です。 ◇ 別記様式第 5 号「技能者名簿」【提出】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>◎ 別記様式第 5 号「技能者名簿」の記載方法</p> <p>○ 記載する者 審査基準日前 6 か月を超えて恒常的雇用をし次の要件の全てに該当する者を技能レベル向上の有無に関わらず全て記載してください。(雇用している職員の常勤性が認められる賃金は、月額 80,000 円以上です。ただし、個人事業主の親族(同一生計等)で、所得税確定申告書の「事業専従者」欄に記載のある方はこの限りではありません。なお、労働関係法令の規定に違反している場合、技術職員としての評価の対象外となります。) (ア) 審査基準日前 3 年間に施行体制台帳及び再下請負通知書に係る「建設工事従事者に関する事項」(いわゆる作業員名簿)の記載対象となっていること。 (イ) 建設工事の施工の管理のみに従事した者でないこと</p> </div> <p>◇ 別記様式第 5 号に記載した者のうち、レベル向上の有無又は控除対象のいずれかに○印を記入した者について、能力評価基準により受けた評価を証する書面の写し及び(5)技術職員名簿④に記載の常勤確認書類 ◇ 申請者が作成建設業者又は下請負人となった審査基準日時点で稼働している建設工事に関する施行体制台帳のうち、申請者に所属する建設工事に従事する者に関する氏名、生年月日、年齢、職種及び健康保険・年金保険・雇用保険の加入状況が確認できる部分(いわゆる作業員名簿)</p>
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況</p>	<p>○基準適合一般事業主認定通知書の写し</p>
<p>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況</p>	<p>○建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(通知様式第 6 号)</p>
<p>民事再生法又は会社更生法の適用の有無</p>	<p>○平成 23 年 4 月 1 日以降に再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた場合、手続開始が決定されたことを証する書面 裁判所から送付される手続開始決定通知書 ○審査対象営業年度に再生手続終結又は更生手続終結の決定を受けた場合は、手続終結が決定されたことを証する書面 官報公告等</p>
<p>防災協定締結の有無</p>	<p>○国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定(写) ○団体が国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合 申請者が団体に加入していること及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類(基準日現在の状況が確認出来る証明書)</p>

新

	<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能かつ土砂の運搬が可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営○○○○（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ※ 備考欄に、土砂の運搬を禁止する旨の記載がある場合は加点対象になりません。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
エコアクション21の認証の有無	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p> <p>※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
ISO9001の認証の有無	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
ISO14001の認証の有無	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
(5) 技術職員名簿	<p>①監理技術者</p> <p>「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p>

旧

	<p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共有名義のものは認められません。 ・兼業としてリース、レンタル会社を営む場合、賃貸目的で所有している建設機械は認められません。賃貸目的以外の建設機械のみを評価対象とします。 <p>③建設機械が正常に稼働することを確認するための書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ ダンプ車（公道走行可能なもの） <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車検査証 ※ 検査証記載の「初年度登録年月」が審査基準日以前のもので、かつ審査基準日が検査証記載の「有効期限の満了する日」以前のもの ※ 備考欄に、事業の種類「建」または「営○○○○（建）」と国土交通大臣から指定を受けた表示番号がなくても加点対象となります。 ◇ 移動式クレーン <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式クレーン検査証 ※ 審査基準日が検査証記載の有効期間内のもの ◇ その他の建設機械 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定自主検査記録表 ※ 審査基準日以前1年以内のもの <p>※ 上記確認書類①、②、③は、すべて必要です。ただし、③の自動車検査証で所有を確認できる場合には、②は省略可能です。</p> <p>※ また、②の自社所有の場合は、(i)の書面で確認します。</p> <p>※ (i)の書面で確認できない場合は、(ii)の書面で確認します。</p>
エコアクション21の認証の有無	<p>○一般財団法人持続性推進機構による「認証・登録証」</p> <p>※審査基準日が認定・登録日以降であり、有効期限以前であること</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・認定範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
ISO9001の認証の有無	<p>○国際標準化機構（ISO）第9001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
ISO14001の認証の有無	<p>○国際標準化機構（ISO）第14001号の規格により登録されていることを証明する書類（付属書含む）</p> <p>注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所が複数ある場合は、許可を受けたすべての営業所が認証範囲に含まれていること。 ・ISOの認証範囲が建設業に関連すると認められる場合が対象となります。
(5) 技術職員名簿 (事前提出) ※記載できる技術職員は、審査基準	<p>①監理技術者</p> <p>「監理技術者資格者証(写)」及び「監理技術者講習修了証(写)」</p> <p>②基幹技能者</p> <p>「登録基幹技能者講習修了証(写)」</p>

1 4. 業種別技術職員コード表

Table with columns for code (コード), job title (職種), and years of experience (01 to 29). Includes categories like 建設管理 (Construction Management) and 土木 (Civil Engineering).

※ 平成 27 年度以前に合格した土木施工管理技士、建築施工管理技士が解体工事業の加対象となるためには、登録解体工事講習の修了又は解体工事業に関する1年以上の実務経験を有することが必要

1 4. 業種別技術職員コード表

Table with columns for code (コード), job title (職種), and years of experience (01 to 29). Includes categories like 建設管理 (Construction Management) and 土木 (Civil Engineering).

※ 平成 27 年度以前に合格した土木施工管理技士、建築施工管理技士が解体工事業の加対象となるためには、登録解体工事講習の修了又は解体工事業に関する1年以上の実務経験を有することが必要

コード	建設業の職種	建設業の職種																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
189	建築塗装・建築塗装工（1級）		2																		
289	建築塗装・建築塗装工（2級）		1																		
190	金属塗装・金属塗装工（1級）		2																		
290	金属塗装・金属塗装工（2級）		1																		
191	塗装塗装（1級）		2																		
291	塗装塗装（2級）		1																		
167	防音標示施工		2																		
192	畳製作・畳工（1級）		2																		
292	畳製作・畳工（2級）		1																		
193	榻榻み上り施工、カーテン軌道工、天井工（軌道工、天井工）軌道工、天井工、天井工（1級）		2																		
293	榻榻み上り施工、カーテン軌道工、天井工（軌道工、天井工）軌道工、天井工、天井工（2級）		1																		
194	熱線線施工（1級）			2																	
294	熱線線施工（2級）			1																	
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・リッシ施工（1級）															2					
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・リッシ施工（2級）															1					
196	造園（1級）															2					
296	造園（2級）															1					
197	防水施工（1級）		2																		
297	防水施工（2級）		1																		
198	さく井（1級）															2					
298	さく井（2級）															1					
061	地すべり防止工事	【1年】		1																	1
040	基礎くい工事			2																	
062	建築設備士	【1年】			1	1															
063	計装	【1年】			1	1															
060	解体工事																				2
064	基礎技能者																				講習修了証記載の職種に応じて2職種以内に限り3点ずつ配点
704	認定能力評価基準（レベル4）																				認定能力評価基準ごとに2職種以内に限り3点ずつ配点
703	認定能力評価基準（レベル3）																				認定能力評価基準ごとに2職種以内に限り2点ずつ配点
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コードに該当するものを除く）及び第3号該当 ※学校教育法による所定学級を修めた専門学校卒業後で一定以上の業務の経験を有する者はこのコードを適用																				実務経験を有する2職種以内に限り1点ずつ配点

資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格取得の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

◆235 工事担当者
電気通信事業法に基づく工事担当者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を修了、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者に係る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者

コード	建設業の職種	建設業の職種																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
189	建築塗装・建築塗装工（1級）		2																		
289	建築塗装・建築塗装工（2級）		1																		
190	金属塗装・金属塗装工（1級）		2																		
290	金属塗装・金属塗装工（2級）		1																		
191	塗装塗装（1級）		2																		
291	塗装塗装（2級）		1																		
167	防音標示施工		2																		
192	畳製作・畳工（1級）															2					
292	畳製作・畳工（2級）															1					
193	榻榻み上り施工、カーテン軌道工、天井工（軌道工、天井工）軌道工、天井工、天井工（1級）															2					
293	榻榻み上り施工、カーテン軌道工、天井工（軌道工、天井工）軌道工、天井工、天井工（2級）															1					
194	熱線線施工（1級）																				2
294	熱線線施工（2級）																				1
195	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・リッシ施工（1級）																				2
295	建具製作・建具工・木工（注5）・カーテンウォール施工・リッシ施工（2級）																				1
196	造園（1級）																				2
296	造園（2級）																				1
197	防水施工（1級）																				2
297	防水施工（2級）																				1
198	さく井（1級）																				2
298	さく井（2級）																				1
061	地すべり防止工事	【1年】														1					1
040	基礎くい工事																2				
062	建築設備士	【1年】																			1
063	計装	【1年】																			1
060	解体工事																				2
064	基礎技能者																				講習修了証記載の職種に応じて2職種以内に限り3点ずつ配点
704	認定能力評価基準（レベル4）																				認定能力評価基準ごとに2職種以内に限り3点ずつ配点
703	認定能力評価基準（レベル3）																				認定能力評価基準ごとに2職種以内に限り2点ずつ配点
その他	099 建設業法施行規則第7条の3の第1号、第2号（上記コードに該当するものを除く）及び第3号該当 ※学校教育法による所定学級を修めた専門学校卒業後で一定以上の業務の経験を有する者はこのコードを適用																				実務経験を有する2職種以内に限り1点ずつ配点

資格区分右側の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格取得の合格後に建設業法第7条第2号ハ該当となるために必要とされている実務経験年数

◆235 工事担当者
電気通信事業法に基づく工事担当者資格者証の交付を受けた者（令和3年度以降の試験あるいは養成課程等を修了、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担当者資格者証の交付を受けた者に係る）であって、その資格者証の交付後、3年以上の実務経験を有する者

